

令和3年度阿蘇市観光マップ案内板デザイン作成業務委託 仕様書

1 目的

熊本地震の影響により国道 57 号北側復旧ルートなどの完成やここ数年の市内観光状況が変化したことを受け、来訪者に適切な情報発信や誘導案内を行う必要がある。

そこで既設の阿蘇市観光マップ案内板の情報をリニューアルし、魅力ある阿蘇市の観光名所をわかりやすく PR し、情報発信による誘客はもとより、市内における回遊性を高め、経済波及につなげることで地域振興を図ることを目的とする。

2 委託業務の名称

阿蘇市観光マップ案内板デザイン作成業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和4年1月25日(火)まで

4 委託業務の内容

(1)観光マップ案内板のデザイン作成業務

① 市内全体マップ及び周辺案内・観光名所等紹介の作成

- ・だれもがわかりやすく、阿蘇市内を回遊しやすい案内であること。
- ・写真やデザイン等を工夫し魅力ある阿蘇市の観光名所等を PR すること。
- ・説明文はインバウンド対応とし、日本語、英語、中国語(繁体字/簡体字)、韓国語を明記すること。
- ・スマートフォンと連携して活用できるものとする。 (QRコードの活用など)
- ・今後の盤面の更新が簡便なデザインとすること。

② その他必要とされる情報掲載

(2)成果品の納品

(3)その他観光マップ案内板デザイン作成に必要な業務

5 規格・仕様

作成数	20箇所(面)
寸法等	別添既設看板一覧のとおり (場所によって寸法が違います)

ただし、上記仕様以上の企画提案可。

6 成果品

- (1)紙媒体 20枚(A4 版) 1 式

(2)電子データ CD-ROM 等 1 枚、AI データ及び PDF データ

7 納入期限 令和4年1月25日(火)

8 納品場所 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504番地1
阿蘇市 経済部 観光課
電話 0967-22-3174

9 その他

- (1)本仕様書の内容を満たす品質の成果品とすること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2)成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって受託者から委託者に移転するものとする。
- (3)完成した原版データの所有権並びに著作権法(以下「法」という)上の一切の権利(法第27条及び第28条を含む)は発注者に帰属するものとし、受注者は当該業務に関する事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (4)前号に掲げる著作権の帰属設定および著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5)成果品が他社の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (6)取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこと)
- (7)本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (8)業務の実施上疑義の生じた事項または仕様書に定めのないことについては、発注者と協議のうえ決定する。